

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の取扱いについて

3月2日から当面の間、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について臨時休校とする旨の要請が政府から出されたことに伴いまして、東京メトロでは下記の対応をいたします。

記

1 対象となるお客様

新型コロナウイルス発生に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等も含む）が休校になったため、通学定期乗車券（PASMO 定期乗車券、磁気定期乗車券）の払いもどし、進級に伴う継続購入を希望されるお客様

（払いもどしについては、通勤定期乗車券及び大学生相当のお客様は対象外です）

2 払いもどしについて

定期乗車券払いもどし時に必要な証明書等は東京メトロホームページをご参照ください。

（1）計算方法

お申し出日にかかわらず、最終登校日の翌日を起算日として払いもどしいたします。

※1か月以上有効期間が残っている場合に限り（使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします）。

※通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます。

※最終登校日以降に定期乗車券のご利用（定期区間外のチャージでの利用含む）があった場合、起算日は最終利用日の翌日となります。

（2）可能期間

払いもどし可能期間は定期乗車券を発行の翌日から1年間です。

例）2019年9月25日に発行した、2019年10月1日から2020年3月31日まで有効の定期乗車券の場合

→払いもどし可能期間は、2020年9月25日までとなります。

（3）払いもどし取扱箇所

東京メトロ定期券うりば

（ただし、中野駅定期券うりば、西船橋駅定期券うりばは除きます。）

（4）ご注意いただきたいこと

ア 休校になった時点で使用していた定期乗車券をご持参ください。

イ 学校等から特別の証明等を提出いただく必要はありません。

ウ 新年度から同じ区間の通学定期乗車券の購入を検討している場合は、新しい定期乗車券購入時に本払いもどしの取扱いをいたします。東京メトロ定期券うりばへお申し出ください。

3 進級に伴う通学定期券の継続購入について

(1) 対象のお客様

ア 臨時休校等の理由により、在学確認ができる通学証明書等の有効期間延長の事務手続きが完了していないお客様

イ 臨時休校決定の理由により、旧定期乗車券を払いもどししてしまっているお客様
(大学、専門学校等に通学のお客様も本取扱いの対象となります。)

(2) 発売方法

旧年度の通学証明書等の有効期限が満了している場合であっても、有効期間を延長しているものとみなして、新年度から有効な通学定期券を発売いたします(旧通学定期乗車券または旧年度の通学証明書等に記載のある区間と同区間に限ります)。

(3) ご購入取扱い箇所

東京メトロ全駅の多機能券売機^(※)及び全定期券うりば

※ 日比谷線北千住駅、中目黒駅、中野駅、西船橋駅、代々木上原駅、和光市駅、半蔵門線・副都心線渋谷駅、目黒駅を除く各駅。

2020年4月14日(火)終電時までのお取扱いとなります。

(4) ご注意いただきたいこと

ア 新入学生及び、中高一貫校や付属校等の場合であっても、通学区分が変更(中学生から高校生への進級等)となる場合は、今回のお取扱いの対象とはなりません。

イ 既に旧通学定期乗車券を払いもどししてしまっている場合は、定期券WEB予約サービスをご活用いただく等、混雑を避けてご購入くださいますようお願いいたします。

以 上